# 平成27年6月定例会 総務委員会(付託) 平成27年6月22日(月) 〔委員会の概要 公安委員会関係〕

## 岸本委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時33分)

議事に入るに先立ち、委員各位に御報告申し上げます。

去る6月8日事前委員会において、私が申し上げました委員会の審査日数を3日にするという点でございますが、私としましては総務委員会が所管しております4部局それぞれ重要案件が山積みしていることから、申合せの予備日を活用し3日間審議を行うということで申し上げたのですが、同申合せの予備日については2日間十分審議を行った上で、なお、審議が足らない場合は、予備日を使用するという考え方もあるそうですので、事前委員会における該当部分については取消しをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それではそのように取り扱わせていただきます。

それでは、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、先の委員会において説明聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、それを受けることにいたします。

## 【報告事項】

- 徳島東警察署新庁舎の整備について
- 警察署統合の成果について(資料①)

### 児嶋警察本部長

2件、御報告をさせていただきます。

まず, 徳島東警察署の新庁舎につきまして, 移転先の決定と整備に向けたスケジュール について御報告します。

徳島東警察署庁舎は、建築から43年が経過し、老朽・狭あい化が顕著であること、また、 十分な耐震性も備えていないことから、事件・事故への対応や、近く発生が懸念されてい る南海トラフ巨大地震等、大規模災害発生時における対応が危惧されており、当委員会に おきましても、同署の庁舎整備について、数々の議論がなされてきたところであります。

県警察といたしましても、これまで、部内職員に対するアンケート、有識者会議からの 提言、全国警察において、新たに整備された庁舎に対する調査・研究などの成果を踏まえ、 本年3月、同署の移転・整備に向けた基本構想を取りまとめたところであります。

移転先につきましては、県都徳島市の治安を守る警察施設であることはもとより、南海

トラフ巨大地震等の災害発生時における警察本部や県庁舎の代替機能も求められることから、人や車の往来が激しく、事件や事故が多発する徳島駅や秋田町等の歓楽街に的確に対応できること、緊急事案の初動対応が迅速、的確に行える幹線道路沿線等の場所にあることなど、「治安・防災機能」を最大限発揮できる場所として幾つかの候補地を選択し、慎重に検討を進めてまいりました。そして、この度、これらの条件を全て満たす最適な移転場所として裁判所跡地と認めたところであります。

今後は管財当局によりまして、土地の取得に向けた手続がなされるものと承知しておりますが、県警察といたしましても連携の上、協力してまいりたいと考えております。

また、事前委員会においても御説明いたしましたが、今議会に提出しております補正予算案には、同署の庁舎整備について、民間資金を活用したPFI手法の可能性を検討するための調査経費を盛り込んだところであり、この調査結果等を踏まえ、PFI手法の導入が効果的であると判断した場合、平成28年度から平成29年度の2か年で事業提案の募集、審査、契約を行い、平成30年度には新庁舎の整備に着手とのスケジュールで事業を進めてまいりたいと考えております。

徳島東警察署庁舎整備事業につきましては、途についたばかりであり、委員の皆様方には、引き続き、御指導御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、警察署統合の成果について御報告します。

昨年4月の警察署の統合によって誕生した阿波吉野川警察署と美馬警察署の統合の成果につきましては、本年2月の総務委員会において、中間報告したところ、この度、統合後1年間の統計データ等の取りまとめが終了したので、お手元の資料に基づき、成果の概要を説明します。

まず、資料左上を御覧ください。

統合前の警察署は、署員数が50人以下の小規模警察署であり、本署勤務員の不足から、 夜間・休日の勤務体制がぜい弱である、広域化・スピード化する犯罪や、ますます多様化 する事案に的確に対応することができないおそれがある、本署勤務員の不足を補うため、 交番・駐在所の警察官が不在になるという問題を抱えていました。

県警察では、これら問題の解決と、管内治安の維持向上を目的に、平成26年4月、旧吉野川警察署と旧阿波警察署を阿波吉野川警察署に、旧美馬警察署と旧つるぎ警察署を美馬警察署にそれぞれ統合し、体制を強化しました。

統合署の体制は、資料の中央上のとおりです。

次に、資料右上を御覧ください。

これにより、統合の効果として、パトロールと初動対応力の強化、重大な事件・事故に 対する捜査力の強化、夜間・休日の勤務体制の強化、不在交番・駐在所の解消を実現する ことができました。

次に、資料下半分を御覧ください。

統合の成果として、統合署では、管内の刑法犯認知件数と交通事故発生件数が他の警察署と比べて大きく減少し、また、刑法犯検挙率と特別法犯検挙件数が大きく増加しました。

また,運用面においても,地域警察官のパトロール時間が大幅に増加したほか,110番 通報を受けてから現場臨場するまでのレスポンスタイムの短縮効果も見られました。さらに,生活安全課員と交通課員が増えたことで,防犯や交通などの関係団体との連携が強化され,関係団体の皆様からは,これまで以上の御理解と御協力を頂きました。

県警察では、体制強化による運用面の改善や、関係団体との連携強化が、治安向上の大きな要因であり、今回の警察署の統合では、治安対策において一定の成果があったと考えています。

最後に, 資料右下を御覧ください。

今春,各統合署で実施した住民アンケートでは,統合前と比べ,パトカーや警察官をよく見かけるようになった,統合後も不安や不便を感じることはないとの回答が半数以上を占めたほか,約3割の方からは,統合してよかったとの回答を頂くなど,地域住民の方々からも,一定の評価と御理解を頂いたところです。

他方,不安を感じているとの声もまだ残っていることから,今後は,統合の効果を最大限に生かし,引き続き治安対策に万全を期すとともに,統合の成果を積極的に情報発信し,地域住民の不安解消や体感治安の更なる向上に努めてまいります。

## 岸本委員長

以上で報告は終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑をどうぞ。

## 中山委員

ただいま、本部長の方から東署の移転場所の説明がありました。まずは、昭和46年8月 築で築後43年という建物であるから、老朽、狭あい化が顕著であるということから移転場 所をずっと模索されておったと思いますけれども、今回、裁判所跡地に決まりました。

この資料によれば、東署は庁舎面積 5746.53 平方メートルであります。現東署は、駐車場を含めての敷地面積はどれくらいあるのでしょうか。

## 高橋拠点整備課長

お答えします。現在の敷地面積は、5001.32 平方メートルであります。約5,000 平方メートルであります。

### 中山委員

5,000 平方メートルとお聞きしましたが、目視で見る限り、旧裁判所跡地というのは、 その 5,000 平方メートルを確保できるのかどうか。狭いように思うんですが、いかがなん でしょうか。

## 高橋拠点整備課長

裁判所北側の敷地面積は、おおむね 4,000 平方メートルということをお伺いしております。現在地が 5,000 平方メートルですから、約 1,000 平方メートル狭あいでないのかと考えております。

基本構想においては、庁舎の延べ床面積、これを約8,500平方メートルと想定しておりますけれども、その庁舎の整備計画の範ちゅうにおいて整備することは、十分可能であると考えております。

### 中山委員

警察業務,警察機能を最大限発揮できる場所として,裁判所の今の土地を候補に挙げて 決定したと思いますけれども,1,000平方メートルも少なくなって,利便性も含めてちょっと狭すぎる気がしますし,なおかつ,先日の代表質問の答弁では新防災センターを併設 するという話を伺ったんですが,まず,その新防災センターというのはどういう機能があるのか,どのようなことをするのかをお伺いしたい。

### 高橋拠点整備課長

新防災センターの機能についての御質問であると承知しております。本部長報告にもありましたように、本年3月、この庁舎整備に向けた基本構想を策定いたしました。

この基本構想に盛り込んでいる内容で御答弁申し上げますと、警察本部庁舎やこの県庁舎が仮に被災しまして、機能不全に陥った場合のバックアップ機能ということで考えております。

具体的には、基本構想にも書いております、ヘリコプターによって資材の積卸しが可能なホバリングスペース。また、県庁3階には、防災・危機管理センターといいまして、中央省庁接続であるとか、ヘリコプターシステムの映像の受信であるとか、そういう危機管理上の必要なシステム、これらの設備等を設けるということを考えております。

#### 中山委員

新防災センターもあり、今までの機能を更に強化していく必要があると思いますが、やはり 4,000 平方メートルという敷地はかなり狭いのではないでしょうか。駐車場も、徳島市文化センターが閉鎖という形になりますよね。そういうところも、何か考えていますか。

### 高橋拠点整備課長

敷地面積の課題についてでありますけども、まだ事業費等が定まっておりませんので、 一般論で申し上げますと、当然高層化という形も踏まえて考えてまいたいと考えておりま す。

参考でありますけれども、四国4県においては徳島東警察署と同様規模の警察署、これを見ますと約3,000平方メートルから約6,000平方メートルの間でありますし、徳島東警

察署よりも大きな警察署であっても 3,000 平方メートル等々で建設されている例がありますので、十分可能であると考えております。

## 中山委員

まず徳島市、二十数万人おられる徳島市民の安全はもとより、治安と防災の中核となる警察署、東署新築移転ということになりますけれど、先ほど何度も申し上げますが、最大限発揮できる場所が選ばれたんですから、利便性を考慮して配置計画等、また、非常に交差点で国道11号が混雑すると思いますので、その混雑防止対策をこれからしっかりと検討していただいて、治安の維持の向上に努めていただきたいと思います。

次に、事前でいろいろ説明がありましたように、交通事故死亡者数が31人ということで統計史上最小記録を達成し、なおかつ4月には月間死亡者ゼロということ。これも四国で初めてであったと聞いております。これは、第9次徳島県交通安全計画を基に、警察をはじめ各関係機関団体が連携して交通安全啓発活動などに積極的に取り組んだ結果だと考えております。その点に関しましては、非常に心より敬意を表したいと思います。

そこで今,第9次徳島県交通安全計画では,死者数を30人台後半から限りなくゼロに近づけるという目標を立てて取り組んでおられますが,前年そして3年前もその目標を達成されております。先日発表された,徳島県の行動計画の数値目標によりましたら,死者数を30人以下という目標を既に設定されております。それにも関わらず,今年度も第9次徳島県交通安全計画の30人代後半から可能な限りなくゼロに近づけるという目標を立てて,今年度も徳島県警の方は,その目標に向けて努力されると聞いておりますけれども,もっともっとこの30人台後半というか,30人を切るような数値目標を掲げてはどうかと思いますが,いかがなものでしょうか。

### 薄墨交通部長

今年は、第9次徳島県交通安全計画の最終年、総仕上げの年でございます。年間の交通 事故死者を30人台後半、可能な限りゼロに近づけるとの目標達成はもちろんでございます し、交通事故死者というものを1人でも少なくすべく、現在、各種施策を強力に推進して いるところでございます。

来年度から向こう5年間の数値目標につきましては,第10次徳島県交通安全計画において設定される予定でございます。

委員御指摘の新行動計画で示されました30人以下というのは平成30年度までに30人以下にという目標が掲げられておりますので、この目標を尊重しまして、これから徳島県交通安全対策会議におきまして、県当局を中心として関係機関・団体で検討・議論を踏まえ、その結果、新たな交通事故死者数の数値目標が決定されましたら、県警察としましては、より一層の成果が上げられるように各種施策の推進に全力で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

## 中山委員

交通部長から答弁をいただきましたが、やはり、どんどん死者数が減少しているという、 これを契機に、是非とも死者数をゼロに向けてより一層の努力をしていただきたいと思い ます。

先ほど申し上げましたように、その背景にはいろいろな団体の協力等があると思います。 毎年行っているセーフティラリーも一つの成果の現れではないかと思っておりますが、今 年度もセーフティラリーは実施されるのでしょうか。

## 時谷交通企画課長

セーフティラリーの質問でございます。セーフティラリーは、県民自らが参加して無事 故・無違反を実践する交通安全運転コンクールでございます。

交通事故防止は、県民一人一人の安全意識の高揚が何より重要でございまして、本ラリーは交通事故防止に有効なものと考えており、先日開催されました徳島スマートドライバーセーフティラリー実行委員会において、本年で7回目の開催を決定したところでございます。

今年のセーフティラリーは、名称「徳島スマートドライバーセーフティラリー2015無事故・無違反で目指せ安全安心を誇れる徳島の実現」、募集期間は7月13日から8月31日まで、実施期間は9月1日から11月30日までの3か月間でございます。

実施概要ですが、県内在住又は通学・在勤の運転免許保有者が、3名から5名を1チームとして3か月間の無事故・無違反に挑戦。チーム編成は、一般チームと全員が65歳以上のシルバーチームで、参加料は一般1,000円、シルバー無料と決定したところでございます。

### 中山委員

今年も7回目の実施が決定し、7月13日から8月31日までが募集期間ということで、まずは一安心というか、これでまた交通事故死亡者も減るのではないかと思っております。第4回から、高齢者に向けて参加促進をされておると聞いておりますが、今回より高齢者の人たちに参加していただくための何か広報活動というか特別なことはされるんでしょうか。

### 時谷交通企画課長

高齢者の参加促進方策についてでございます。高齢者の参加促進方策につきましては、 社会福祉協議会等の関係機関や老人クラブ等の団体に働き掛けたり、市町村発行の広報誌 等への掲載を依頼するなどして参加募集の拡大を図り、多くの高齢運転者の方々にラリー への参加をしただきたいと考えております。

### 中山委員

是非ともお願いしたいと思います。昨年の31人のうち高齢者の犠牲者が19人, 6割以上の方が高齢者と聞いております。今後, 認知症の方も増えるおそれもありますので, 高齢者の事故というのがまだまだ増える可能性があります。ですから, まず, 交通事故死者ゼロを目指すには, 高齢者対策というのが一番重要なものとなってくると思いますので, 是非とも高齢者交通事故防止に向けて努力をしていただきたいと強く要望したいと思います。それと平成27年度の予算額で220万円計上されている四国4県警察音楽隊について, 質

実は、前にも申しましたように、昨年の7月の小松島港祭りやまももフェスタにおきまして、警察音楽隊にお願いしたところ、快く引き受けてくださいまして、小松島のミニカホールで約200人の観客を前に警察音楽隊の演奏をしていただきました。

残念ながら会場のステージが狭かったので、バトンのパフォーマンスはしていただけなかったですが、4年前にアスティとくしまで警察音楽隊の演奏を拝見したところ、そのバトンのすばらしいパフォーマンスを見て、非常によく練習されているなと思いました。そこでまず、四国4県警察音楽隊演奏会の目的というのはどこにあるのかをお伺いしたいと思います。

### 石川警務部理事官

問したいと思います。

警察の音楽隊は、御存じのように県民との音の架け橋として、警察のいろいろな活動に対する協力とか理解を得るということで努力をしている訳なんですが、やはり、その架け橋となるためには、技術力も相当なければならないということでございまして、4県が合同してすることで、各県が切磋琢磨をして、それぞれの技術向上を図っていく。若しくは、来ていただいたお客様に警察音楽隊のすばらしさを分かっていただく。そして、音の架け橋を架けていくというのが大きな目的であります。

## 中山委員

私も実は音楽をやっていて、今でもいろいろなところでボランティア演奏を行っております。音楽というのは、人に見てもらうためには、本当に練習を一生懸命しなくちゃいけないと思うんですが、ちょっと1週間でも練習が空いてしまったら、指が動かなくなったり、なかなか思うようなパフォーマンスができないことがございます。

警察音楽隊,あそこまでのレベルになったら,毎日一生懸命練習しなければいけないと 思うんですが,なかなか我々と違い,警察の皆様は時間が業務に押されて練習する時間も 少ないと思うんです。本当に,寸暇を惜しんで練習されていると思います。

例えば、業務多忙で練習できないとか、他の署員、同僚の職員さんの目があって、練習に行けないなということになるときがあると思うんです。でもやはり、今、石川理事官がおっしゃったように、県民の皆さんがより警察の存在を身近に感じる良い機会だと思います。そのために、練習に行きやすいような職場環境、それも業務の一環として練習に行きやすい環境を提供していただけるように、強く要望したいと思います。

## 臼木委員

日本年金機構がサイバー攻撃を受けて、125万件の個人情報が流出した事件に続き、東京商工会議所も同様の攻撃により、1万2,000件の個人情報が流出したことを受けて、年金情報を口実にした特殊詐欺が発生したり、来年1月からスタートするマイナンバー制度に対する国民の不安が大きな社会問題となっております。

私の地元でもマスコミ報道によりますと、これに便乗した板野郡の高齢者に不審電話があったようにお聞きしております。そういう関係で、県民の皆さんは、大変そのことについて不安に思っておりますので、質問させていただきたいと思いますが、県警察の情報セキュリティシステムについて、年金情報も重要だが、警察が保有する情報は前科、前歴、個人の人権やプライバシーに関わる重要な情報であり、一度流出すると完全に消去することはできず、当事者の生命や身体にも危険が及ぶ可能性があると考えますが、県警察の情報セキュリティシステムは、こうしたサイバー攻撃に対処できているのでしょうか、お伺いをします。

### 岡崎警務課長

県警察の情報セキュリティシステムへの質問でございますが、県警察が保有する情報を 蓄積したコンピュータシステムは、警察内部に閉ざしておりインターネットには接続して おりません。職員以外の者が、警察が保有する情報にアクセスすることはできません。

従いまして、日本年金機構に対して行われたようなサイバー攻撃による情報の流出は、 システム上においては考えられません。

情報データベースについては、業務に従事する職員を限定し、データの利用に当たってはパスワード等を設定し不正アクセスを防止しているところです。また、操作状況については記録、確認ができるチェックシステムを組み入れた管理体制を講じておるところでございます。

#### 臼木委員

私も素人ですから、漏えいするのではないかと非常に心配をしている一人なんですが、 よく分かりました。

そこで、もう1点、県警察の情報管理体制について、今、御答弁いただきましたが、たとえ安全な情報管理システムを構築したとしても、取扱者に過失や悪意があれば、効果はないと思われるが、県警察ではいかにしてヒューマンエラーや情報漏えい行為に対処しているのか。もし、サイバー攻撃により、警察情報が流出した場合には、どのような体制で被害拡大を防ぐのか、お尋ねいたします。

### 岡崎警務課長

県警察の情報管理体制でございますが、警察は国民にとって非常に重要な生命、財産、

プライバシー等に関する情報を取り扱っておりまして、特に厳格な情報管理が求められております。これらの情報が外部に流出した場合には、警察に対する国民の信頼を大きく失墜させるとともに、警察活動に極めて深刻な影響を与えることになります。

これまでに、標的型メールなどによる警察情報の流出はありませんが、県警察におきましては、ヒューマンエラーなどによる情報流出を防止するために、公用のパソコン、公用の外部記録媒体の庁舎外への無断持ち出し禁止。私物のパソコン、私物の外部記録媒体での警察情報の取扱いの禁止及び庁舎内への無断持込禁止。ファイル共有ソフトの使用禁止。外部からの情報をデータで、提供された場合にはウイルスチェック。この4項目を「情報セキュリティの要点3プラスワン」と名付けて、これを厳守するよう職員に対する教養を徹底しております。

さらに、警察で使用しているパソコンには、USBメモリなどの外部記録媒体が反応しない仕組みが施されており、職員がパソコン内から情報を外部に持ち出すためには、指定を受けた幹部職員から、外部記録媒体の使用を可能とするための鍵となる特別なUSBを借りることが必要となるため、許可を得ない外部持ち出しは不可能であります。

万が一,警察情報が流出した場合は,直ちに情報集約,被害拡大防止,証拠保全,電磁的記録の解析などについて組織的に対処することとしております。

今後も警察情報流出に向け、情報セキュリティに関する教養を継続的に推進し、情報流 出の絶無に期してまいりたいと考えております。

### 臼木委員

県内におけるサイバー犯罪の発生状況について、サイバー犯罪には様々な対応があると聞いていますが、県内で発生しているサイバー犯罪にはどのようなものが多いのか。このうち、日本年金機構のような標的型メール攻撃により、情報が徳島県警においては1件も盗まれたことがないと判断していいのでしょうか。

### 近藤生活安全企画課長

県内におけるサイバー犯罪の発生状況並びに標的型メールの攻撃の状況でございますけれども、最初にサイバー犯罪について御説明申し上げます。

サイバー犯罪とは、電子計算機損壊等業務妨害などコンピュータを対象とした犯罪、また、ネットオークション詐欺などネットワークを利用した犯罪、また、ID・パスワードを盗む不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反事件、そういった犯罪を総称する犯罪でございまして、刑法犯なども含みまして、対象犯罪が多種多様でございます。そこで、県内の発生状況につきましては、検挙状況に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、検挙状況につきましては、平成26年が21名36件でございます。本年5月末現在では、9名30件でございます。

本県の検挙した30件について罪種別に見ますと、ファイル共有ソフトを導入したコンピュータを使用して著作権者の許可を得ることなく映画などをインターネット上に公開した

著作権法違反,これが最も多く9件でございます。次いで,児童のわいせつ画像をインターネット上に公開状態にするなどした児童ポルノ法違反が6件,インターネットオークションサイトなどを利用した詐欺事件が4件,このほか,偽ブランド商品の販売であります商標法違反でありますとか,ストーカー規制法違反など11罪種を適用して,検挙しているところであります。

また、標的型メール攻撃につきましては、いわゆるウイルス罪と呼ばれて刑法犯の不正 指令電磁的記録に関する罪の適用が考えられるところでございますけれど、委員御指摘の 標的型メール攻撃で情報漏えいした事案については、これまで本県ではありません。

### 臼木委員

もう1点,これも新聞で見たんですが、県警察のサイバー犯罪対応については非常に優れているんだなと、今お答えをいただいて思ったんですが、県警本部のサイバー犯罪対策室の警察官が、日本の警察官で唯一、5月にスペインで開かれたサイバー犯罪対策の国際シンポジウムに出席して中国人の不正アクセス事件について講演したとのことでありますが、県警におけるサイバー犯罪の取締り体制は、今は減少しているのでしょうか。

従来と比較して、パソコンからインターネット、タブレットいろいろ使う方がたくさん 年ごとに増えていると思うんですが、これについてはどのような状況になっておるのか。

それから、中国人の不正アクセス事件について講演なさったという、すばらしいセキュ リティ管理ができる職員がいらっしゃるようですが、どのようになってますでしょうか。

### 近藤生活安全企画課長

委員から御紹介いただきましたとおり、本年5月、サイバー犯罪対策室サイバー犯罪捜査担当の坂東警部が、スペインバルセロナで開催された国際会議に出席しまして、我が国における不正アクセスの事案につきまして、サイバー犯罪の現状等について講演をさせていただいたところでございます。

県警察では、平成25年4月、生活環境課にサイバー犯罪対策室を設置いたしまして、これまで順次、体制の強化を図っておりまして、現在は、室長以下11名の体制でございます。 警察官9名、警察職員2名でサイバー犯罪対策に当たっております。

また、県警察の各部門が一体となって、総合的な対策を推進するため、本部長を委員長といたします徳島県警察サイバー犯罪対策委員会と、また更にその管理下に55人体制でサイバー犯罪対策プロジェクトを設置しております。そして最大限の組織力を構築して、今現在対策に当たっているところでございます。

## 臼木委員

すばらしい体制が作られているということで安心したところでございますが、県警察のサイバー犯罪の対処方針について、今後、サイバー犯罪と対決するためには、県警察自身が被害に遭わないためのシステム導入といったハード面と、個々の職員が情報セキュリテ

ィやサイバー犯罪捜査に関する知識・技能を向上させるなどのソフト面の充実強化が必要 不可欠となると思いますが、県警察のサイバー犯罪への対処方針は、今後どのように考え ておられますか。

## 近藤生活安全企画課長

委員御指摘のとおり、手口が高度化、複雑化するサイバー犯罪に的確に対処するためには、捜査員の知識・技能を向上というのが非常に必要であります。

その取組の一つとして、県警察では、これまでに専門的かつ高度な知識・技能を有する 民間技術者4名をサイバー犯罪捜査官として採用しております。

また、サイバー犯罪対策室には、最高難度の資格である情報セキュリティスペシャリスト等の高度情報処理技術者の資格を持っている合格者4名が在籍しております。うち2名につきましては、国際的に認定されておりますセキュリティプロフェッショナル資格、CISSPと申しますが、これを取得しておりまして、対策室の機能強化を図っているところでございます。

また,このほか,サイバー犯罪捜査に携わる各捜査員を対象といたしました専科教養, さらには実践塾を開催いたしますほか,サイバー犯罪捜査に関する検定制度を導入いたし まして,県下各署の捜査員の知識・技能の底上げを図っているところでございます。

今後も、事件の徹底検挙、また関係機関と連携した被害防止対策に努めてまいる所存で ございます。

### 臼木委員

民間人の4人も含めて、すばらしい技術向上に向けて頑張られているんだなと安心した わけでございますが、今後、目に見えないセキュリティ犯罪は増えていくのでないかと、 私は非常に心配をしているところでございます。

今後とも、しっかりとすばらしい人材の養成を行っていただいて、県民、国民の皆さん をお守りいただけますようにお願いして終わります。

### 西沢委員

新しい東署が新しい場所に移ると。これから設計とかを順次考えていくということなので、基本的にお聞きしたいんですけど、まず、その前に30年以内に70%くらいの確率で地震が来ると、この地震についてどう思うかお聞きしたい。

### 逢坂警備部長

西沢委員からございましたように、県の方としても、国の方としても数字的なものを出して発表されております。県警察においても、その発表された数字というものは、各界の方がいろんな御意見を述べられて出されている数字ですので、当然、我々としてもそれに備えるという立場で考えております。

## 西沢委員

警察も、災害直後から当然継続して稼働できる状況はまず必要です。そのために、例えば、建物なんかの耐震性はかなり安全度を見ています。普通を1とすれば、1.5とか、そういうふうに強度を上げてありますよね。これは単なる建物だけではなくて、いろんなことに面して、そういう安全度を増すという考え方でなかったらいかんのですが、例えば、今言ったように30年以内に70%、これも考え方によったら、より安全度というのは、今直近に来る可能性があるというくらいの気持ちで考えていくというのが安全度だと思うんですね。安全度でも、いろいろ安全度があると思う。

津波に対しての安全度,国や県が高さを決めていますけれども,大体このくらいだろうと。でも,その科学的根拠そのものが,歴史的にどんどん変わってきた。高さもどんどん高くなってきた。最大の津波の高さとか,最大の地震の大きさとか言いますけれども,これは先ほども言いましたように,より安全度を考えたら,ここまででいいんだというのではなくて,できるだけ考えていく必要があるのではないかと思うんです。

そういう角度から見て、今度東署が新しくできるということに対しても、例えば、車両の問題も津波が来そうだったらどこへ逃げるということも考えているでしょうけれども、この都市部でどこに逃げるといったって、簡単に高台に逃げるという可能性は低いですよね。となると、駐車場を2階建てにするのか。重要車両は2階か3階の高いところに置くということも考えていく必要があるんじゃないかと思うんです。駐車場の位置がどこになるのか私は分かりませんけれども、そういうこともまずは、考えていく必要があるんじゃないか。

それから、重要書類なんかは、残念ながらこの県庁でも1階か2階の浸かるところにあるんですね。それをどれだけ移動させたか分かりませんが、私も何回も言いましたけれども、そういう重要書類の位置の在り方、非常用電源の位置の在り方、これも高さが3メートルから4メートルくらいでいいんだというものでなく、やはり絶対浸からない、絶対使えるんだというようなやり方。それから県庁内の非常電源なんかも、よく見てきたんですけれども、残念ながら、ちょっと地震が揺ったらパキンといって使い物にならないのではないかという感じを受けたりするんですね。やっぱり、そういう非常用の電源なんかでも、耐震の専門家に何遍でも見てもらうとか、ただ単に設計者に任すのではなくて、そういう在り方もこれから検討してほしい。専門家に見てもらって、絶対に有線や無線などの線の在り方。余裕を持った張り方をしなかったら、地震で切れる可能性があるんですね。そういういろいろな角度から、どうせ作るのであれば、やっぱりちゃんと考えていくべきではないかと思います。

そのほかにも、例えばこの県庁の管理室は1階にあるんですね。1階が浸かったら電源はアウトですね。というふうに、そういうところまで、管理室を2階3階にするのかとか、一つ一つ、今までこうだからこうではなくて、見直す必要があるのではないか。そのほかにいろいろあると思いますけれども、そういう、まず安全度と、絶対にここは後から機能

するんだという中での一つ一つの見直しについて、専門家に見てもらう必要があるのでは ないかと思いますけれど、いかがですか。

## 高橋拠点整備課長

多岐にわたる御提案を頂きました。

まず、耐震性であるとか、対津波につきましては、委員御指摘のとおりでございます。

我々、徳島県の施設の総合耐震基準というものがございまして、これによりますと、警察署は構造体 I 類ということで、1.5 倍の耐震性が確保されなければならない。また、対津波につきましては、国の考え等々もありますけれども、我々、津波浸水というよりも基準水位というものを想定しまして、これは波の衝撃によって当たった水位がどれくらい上がるかということも考慮して、現在もそういう形で対応しておるわけであります。こういうことも踏まえて、当然考えなければならんということ。また、委員から御指摘のあった電力でありますとか、また、管理室も含めた管理体制、また、書類の管理も基本構想にありますが、そのあたりも十分考慮しなければなりません。

津波の避難場所等々につきましては、これも基本構想に盛り込んでおりますけれども、 先ほど委員からもお話がありましたように、駐車場、これは我々引き続き考えなければな らないとありますけれども、基本構想においては立体駐車場を整備しまして、これが一時 避難場所の機能も満たせる等々のことも考えております。

これらを考えた上で、整備手法は決まっておりませんが、現在補正予算案で提出しております可能性調査、これにおいて効果があると認められた場合、先ほど冒頭で本部長報告にありましたように、スケジュールを勘案して事業を進めてまいりますけれども、このPFI手法は民間の新しい知見を入れまして、非常に高いクオリティの確保がされるのではないかと期待しておりますので、委員の御指摘も踏まえまして、総括的に考えてまいりたいと考えております。

### 西沢委員

今までこうだから、同じようにするというのではなくて、やっぱり時代が本当にものす ごく急激に変わってきていますので、そういう思いから、やっぱり今の急激に変わってき ている時代に合わせてやっていく必要があるのではないかと思います。

先ほど言いました電気の方も、非常用電源だけに任せるんじゃなくて、それだったらも う燃料が切れたら終わりですから、太陽光発電とかで、車両も含めて最低限必要な、維持 管理していく電気量、それから車両の燃料代わりの電気を含めて、機能を最大限発揮でき るように考えてほしいと思います。

### 達田委員

先ほどもお話に出ました東署の建て替えについてですけれども,本会議で初めて場所が 言われまして,私はそのときに初めて裁判所の跡地ということを知ったわけです。他の会 派の議員さんは御存じだったかどうか分かりませんけれども、私は初めて知りまして、こんな大事な問題が、事前委員会もあったのに報告されなかった。また、本会議の知事の所信でもお話にならなかったということで、非常に不思議に思ったんですけれども、裁判所といいますと、土地は国有地ですよね。ですから、土地の話がきちんとできていないと、場所を発表するのは勝手にできないわけですので、いつ話を始めて、いつ決まっていたのか、その経過を教えていただきたいと思います。

### 高橋拠点整備課長

場所の問題であります。県警察においては、土地の取得に関しては知事部局に委ねておるところであります。場所につきましては、専ら徳島市内の公共用地で、不要になる、または不要になるであろうという公共地を中心として、適地を模索してまいりました。

その場所の一つとして、当然、裁判所も結果として適地であるということですけれども、 構想としてありました。節目節目においては、知事部局と調整をしていたというところで あります。

## 達田委員

つまり、財務省との話というのは、きちんとついた上で発表されたわけですね。

## 高橋拠点整備課長

先ほど申しましたとおり、用地の取得につきましては、知事部局に委ねておるところでありますけれども、今回、知事が本会議で発表したということにつきましては、知事部局において適切に判断なされた上のことであると承知しています。

### 達田委員

目途もないのに発表するということはまずありませんし、ずっと話をされてきたんだろうと思うんですけれども、東署の整備というのは、先ほどからずっと質問がありましたように、非常に大事な施設ですよね。徳島県の最大の警察署であるということで、防災機能を持たせるということですし、いろいろな機能を大きくしていかなければいけないということで、期待もされているわけなんですけれども、ところどころそういう経過というのが発表されても良さそうなものなのに、なかなか場所がどこだというような話がなかったわけです。重大問題を代表質問でお答えになったというわけなんですけれども、これは議会に対して非常に軽視をしているのではないかというふうに思います。

なぜ、どうせ発表するのに、事前におっしゃらなかったんでしょうか。

### 高橋拠点整備課長

先ほどから申し上げておりますように、用地の取得については知事部局に委ねていたということです。もちろん一般論でありますけども、用地の取得、当然これ県有地はもとよ

り相手方がいるものもありますので、その発表の時期でありますとか、その手段は今回知 事部局において適切だと考え、判断したものと考えております。

## 達田委員

重大な問題につきましては、やはり情報公開ということで、県民の理解を得ながら進めていくという、そういうやり方を是非取っていただきたいと思います。

それと、今よりは狭い敷地になるということなんですが、高くするから大丈夫だと知事もおっしゃっていましたけれども、この新たな庁舎に求められる機能や性能ということで整備基本構想に書かれているんですけれども、非常にたくさんの機能が求められておりますよね。それから、災害対策要員が集中的に活動できるような活動拠点室を確保するということをはじめ、防災拠点である警察本部庁舎や県庁舎の代替施設として、機能して生かせるべきであると。先ほどもおっしゃったヘリポート、それから、それぞれの部屋が狭あい化して、一つ一つを広くしていかなければいけない。それから、津波一時避難場所としても、付近の住民の方が逃げてくるという場所に設定されるということですから、敷地そのもの、また駐車場ももっと広い場所が必要でないかと思うんですね。敷地が狭くなるということですが、そういう機能を持たせるには本当に大丈夫なのかなと思うんですけれども、その点について、どのようにお考えでしょうか。

## 高橋拠点整備課長

敷地が狭いんじゃないか、必要な機能が設けられないんではないかということでありますけれども、敷地につきましては、冒頭に警察本部長から報告がありましたように、徳島駅であるとか、秋田町の歓楽街等に対応できる、また、緊急事案に適切に対応できる幹線道路にあること、これらの条件がまず合致するとして、現在の裁判所跡地、これが最適地ではないかと考えております。

また、設備機能等々につきましては、高層化の問題も含めまして、先ほど答弁いたしましたように、事業費経費は当然決まっておりませんけれども、将来にわたって本県の治安であるとか、防災機能ということを維持することを勘案し、具体的な設計を行う上で検討してまいりたいと考えております。

### 達田委員

これからまたお尋ねをしていきたいこともあるんですけれども、裁判所には毎年きれいな桜が咲いていますよね。県民の皆様からは、切られるのはとてもしのびないと、残してもらいたいというお話がございました。そのときは、警察がそこへ建物を建てるということは全く知らなかったわけなんですけれども、県民の皆さんの多くが望んでいる桜の木というのは無事にあるのでしょうか。

### 高橋拠点整備課長

裁判所敷地内の桜に関しての御質問であります。現在の地方裁判所敷地内の桜の木にありましては、裁判所の仮庁舎、これを建設する上で議論がなされた。それで、一部保存、一部移転という形で対応されたと承知しております。

東警察署整備につきましては、やはり緊急車両等の対応が可能であること、また、来庁者の方々の利便性が確保されることも踏まえながら、桜の木の議論があったこと、こういうことを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

## 達田委員

狭い敷地を利用して必要な設備を全て盛り込むことになりますと、粗末に扱われるんじゃないかというような心配もあるんですけれども、やっぱり、県民の願いに答えるような形に是非していただきたいと思います。

それから、県下でも本当に有数の交差点で、交通量が非常に多いと。そこで、白バイやパトカーが出動していくわけですね。それが県民にとっても、警察にとっても危ないことにならないのかということも心配されますけれども、交通安全の面でどのように配慮されるのでしょうか。

### 高橋拠点整備課長

交通関係の安全性に配慮すべきでないかという御質問であります。

具体的に設計等まだできておりませんし、また、今後整備計画を進める中で委員御指摘の交通安全の対応、この具体的な方策についても検討してまいりたいと考えております。

## 達田委員

ちなみに、今現在、パトカーや白バイは1日に平均してどれくらい出ておられるんでしょうか。

### 高橋拠点整備課長

緊急車両等の往来につきまして、具体的数字は今承知しておりませんけれども、夜間昼間とも相当数往来しておるものと承知しております。

### 達田委員

今の説明では、ちょっと分かりにくいです。

### 高橋拠点整備課長

現在の東警察署に往来する緊急車両について、緊急車両以外のものも含めまして、どの程度の車両が往来しておるか、1日程度の平均というのは数を持っておらず、十分承知しておりませんけれども、このようなものを含めまして新施設におきましては、こういうことも推察しながら検討してまいりたいと思います。

## 達田委員

そして、警察の施設と裁判所ということで、司法の機関と県下最大の捜査機関が同じ敷 地内で建設するということについて、県民としてはおかしいと思うんですけれども、他の 県で裁判所と警察が一緒の敷地にあるところはあるのでしょうか。

## 高橋拠点整備課長

他の県において隣接、併設という形でありますけども、どのような形が併設かという議論は抜きにしまして、併設という形で全国的にあるのは承知をしておりません。

ちなみに四国4県においては、隣接にあるけれども併設しているところはないと承知しております。しかしながら、設計等によりまして、また、当然裁判所との協議が必要だと考えておりますけれども、隣接地にあること自体、問題が生じるものということはないものと承知しております。

### 達田委員

令状をチェックするところと裁判所、それからチェックされる県下最大の捜査機関という、そういう場所が同じ所にあるというのは、やっぱり端から見ましても非常に何かおかしいという感じがするんですよね。ですから、そういう点は根本問題だと思うんですけど、それがきちんと考慮されたのか、私は非常に疑問に思います。それと、この整備基本構想の中に県民への情報発信、利便施設として展示スペース、コンビニ等の設置を検討ということが書かれているんですが、場所が狭いのに何でもかんでも入ったら良いというものではないと思うんですね。その機能からして、やっぱり他の建物と違うわけですから、先ほどもお話がありましたけれども、本当に県民の安全安心を守る、また情報もきっちり守るという意味で、この基本構想そのものについて、やっぱり甘いんじゃないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

### 高橋拠点整備課長

2種類の御質問であると承知しております。

まず、令状等々の審査につきまして、場所がうんぬんでございますけれども、もちろん 内容を審査するわけでありまして、場所によって影響を受けるものではないと考えており ます。

また、コンビニでありますとか、その他のものにつきましては当然、今後の整備手法によると思いますけれども、これの中でも考慮してまいりたいと考えておるところであります。

### 達田委員

やっぱり、こうした情報を県民によく分かるように、明らかにしながら進めていただき

たいということを申し上げて,次に移ります。

事前委員会でもお尋ねしましたが、女性警察官を採用拡大していきますというお考えだ ということで、今取り組んでおられるということなんですけれども、今年の採用で女性警 察官をどれだけ、また、どのような部署に採用されようとしているんでしょうか。

### 岡崎警務課長

女性警察官の採用の拡大数についての質問でございますが、平成27年度の大卒者等を対象とした警察官採用試験における採用予定者数は、8名程度としています。

これは平成26年度の同試験により採用した女性警察官が5名でありますから、昨年度と 比較して1.6倍の採用予定者数となっているところです。

また、これから募集を行う平成27年度の高卒者等を対象とした警察官採用試験におきましても、昨年の採用者3名を上回る見込みで予定しております。

当然、採用後は警察学校において教養を実施した後、各署に配置することとしています。

### 達田委員

女性警察官を、何割にしていこうという目標はお持ちなんでしょうか。

### 岡崎警務課長

本県の女性警察官の採用拡大方針についての質問でございますが、県警察では徳島県警察女性警察官採用登用拡大推進計画に基づきまして、平成29年4月1日までに、警察官全体に占める女性警察官の割合が7%となることを目標とし、採用拡大を図っているところであります。さらに、この目標を達成した後は、女性警察官の特性を生かせるポスト等を十分に考慮した上で、女性警察官の割合が10%となることを目指し、優秀な女性警察官を継続的に採用することとしております。

### 達田委員

専門的な技能を有する人を選考採用するとお伺いしていますけれども、どういう技能なんでしょうか。そういう技能を持つ女性というのがどういうところにおいて、そして警察官になっていくこの過程で、どのように採用されているのでしょうか。

### 岡崎警務課長

専門的技能を有する女性警察官の採用についてでございますが、平成27年度から、柔道、 剣道の術科指導者の採用選考試験の性別を不問とし、初めて女性の術科指導者の採用試験 を実施することとしております。

受験資格は大学卒業の者で、柔道の段位が三段以上、剣道の段位が四段以上の者として おります。採用後は、警察官として現場において治安維持活動に当たることはもちろん、 柔道及び剣道の技能を生かし、術科訓練の指導に従事することとしております。 今後も、専門的技能を有する女性警察官の採用について検討していくこととしております。

## 達田委員

つまり、あらゆる分野で女性を増やしていこうというふうに受け取れるんですけれども、そうしますと、7%から10%という目標ですね、これはちょっとまだまだ低いんじゃないかと思います。やっぱり、男女共同参画の国の目標に対しても、非常に低いんじゃないかと思われるんですけれども、いかがでしょうか。

### 岡崎警務課長

現在の女性警察官の割合が、徳島県警察におきましては 5.7% でございます。従いまして、平成29年4月1日までに 7%、さらには、その目標達成後に10%にするという目標を達成すべく、今後も女性警察官を採用していきたいと考えております。

## 達田委員

採用してください、してくださいと言いましても、やっぱり女性が働きやすい環境というのが整わないと、介護であるとか子育てであるとか、お家の仕事というのが女性の肩にかかっているのが、今世間一般です。やっぱり、そういうところが配慮されないと、なかなか力を発揮して働くというのができないと思うんですけれども、女性が働きやすいための環境整備というのは、ちゃんとやられているのでしょうか。

### 岡崎警務課長

委員御指摘のとおりでございます。

県警察におきましては、女性が働きやすい職場環境を整備するため、女性職員に対する アンケートや女性警察官で構成するワーキンググループ検討会を定期的に開催するなどし て、女性職員の意見や要望をくみ上げているところであります。

現在、これらの意見や要望を踏まえ、休業時のサポート嘱託員の配置、年次有給休暇の計画的取得など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策を推進しております。

また、女性警察官の相談窓口を整備したり、女性専用仮眠室、女性トイレなどの女性用施設の整備などを進めており、引き続き女性職員からの意見や要望を積極的にくみ上げ、 これら取組を推進していくこととしております。

### 達田委員

事前委員会でもお話がありましたように、施設についても、まだまだ女性が働くための 設備として整っていない状況もあると思います。それも整備をしていただいて、また、制 度そのものを子育てしながら働く、介護もある中で、女性が仕事を辞めなくても働き続け られるような職場にしていただけるよう、お願いしておきたいと思います。 あともう1点なんですけれども、自転車で通行する法律が厳しくなりまして、車道を通ってくださいとかいろいろあるんですけれども、私も道路を見てみますと、傘さし運転をした人、携帯電話をかけながらの人、また、反対車線や歩道を通っている人など、そういう方を見掛けるんですけれども、今、法律が新しく変わりましてから、事故とかあるいは注意を受けたりとか、罰せられたりというのはございますでしょうか。

## 時谷交通企画課長

統計的には、平成27年4月末現在の交通事故について統計がありますので、御説明をさせていただきます。自転車の関連する交通事故の発生件数が218件、死者数は2件、傷者数は216件でございます。

## 達田委員

やっぱり、自転車で通っていますという人が多いですから、それだけ事故数も多くなってくるんだと思うんですけれども、今まで歩道を自転車が通ってもいいということで歩道を通っていましたが、車道を通ってくださいということになって、街中は自転車道がちゃんと整備をされていますが、田舎へ行きますと、国道や県道と言いましても非常に狭くて、車道を通っていたらかえって危ないです。自動車を運転してても、車道をちゃんと正しく通っているんだけれども、自転車が通っていると危ない。それから、自転車の方も怖くて通れない。かといって、歩道の方もきれいに整備されてなくて、そっちも危ないということなんですね。

警察のパトカーがよく通ってパトロールされておりますので、そういう危ない所というのをちゃんと整備をせずに、ただ注意だけして罰するということをしていても、解決しない面が非常に大きいと思うんです。ですから今、皆さんがパトロールされて、この道路は危ないので整備が必要と思うような所については、県土整備部と連携して改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 時谷交通企画課長

道路管理者に対する道路構造に関する働き掛けについての御質問ですが、自転車や歩行者の安全な通行を確保するためには、道路管理者と連携した取組が重要であり、主な取組といたしまして、事故危険箇所対策、重大交通事故発生時の再発防止対策、児童等の通学路の安全対策、県民の交通に関する意見等の対策等を実施しているところでございます。

委員御質問の働き掛けの件数については、統計的な記録はとっていないため、把握しておりませんが、例えば、全国的に通学中の児童が被害となる重大事故が多発した平成24年度には、道路管理者、学校関係者等と合同で緊急道路点検を実施しまして、県内全体で894箇所の要対策箇所を抽出し、各機関において対策を実施したところでございます。

自転車や歩行者の安全な通行の確保につきましては、県警察は交通管理者として、交通 安全教育や交通安全施設の整備等の各種対策を実施していますが、道路管理者による道路 構造面からの対策も重要であります。

従いまして、引き続き道路管理者との連携を密にし、自転車等の安全確保に向けた取組 を推進してまいる所存でございます。

### 達田委員

本当に危ない所が解消されなければ、なかなか注意を受けたりするだけでは解消しないという思いがいたします。それと高齢者の方が高齢者向け電動車両に乗って、これは歩行者扱いですので、歩道を通らなきゃいけないんですが、歩道が非常に狭くて通れないという所がたくさんございます。ですから、警察のパトロールと県土整備部が協力して、道路そのものを安全にしていかないと、なかなか解決できないという所が多いと思いますので、今後とも、強力に働き掛けをお願いして終わります。

## 南委員

昨年,ツイッターとかテレビで大きく取り上げられた事件の中で,コンビニとかしまむらで,店員を強要して土下座させるというような事件が多かったし,先日も他県でクレームをつけて謝罪を要求した上で,店員の頭を蹴るという事件があって,まだまだそういう事件というのが出ているように思います。

こういう事件というのは、元々機嫌が悪いところにそういう事案が行き当たって、感情が高ぶったりするんですが、そうでない普通のつもりでいたのが、何かの拍子に切れてしまうというのか、そういう切れた中で、最初は店側に非があると思ってクレームを出したのが、神経が高ぶる中で、逆に自分が犯罪者になりかねないというか、昨年の事件なんかは強要罪で検挙されたりしているわけで、犯罪者になるという部分の中で、こういう案件というのは、本来はなくしていくべきであろうと思っておりますが、県内において昨年から現在までで、そういう事件を警察の方で確認しているものはありますか。

### 鹿山刑事部長

今,委員の方から質問がありました、クレーム等から土下座をさせるなどして、強要罪 として罪に問われたという件については、昨年から昨日まで徳島県内では発生はありませ ん。

### 南委員

強要事件が発生して通報すれば、警察官が現場に赴くでしょうけれども、なかなか相手の目の前で通報するというのも非常に厳しい中で、警察が認知するのはどうしても遅れるのではないかと思うわけです。

そういう中で、今年4月から県警察は、コンビニにおいて制服を着用しての食料等の購入を認め、犯罪防止対策を始めたとのことですけれども、この具体的な狙い、他県での状況というのは、どのようになっているんですか。

### 澤口生活安全部長

今までも24時間営業をしているコンビニ店に対しましては、警察官が立ち寄り警戒を実施しておりましたが、パトカーでコンビニの駐車場を巡回することが多く、制服姿では営業中の店内まで入ることは差し控える傾向がございました。

そこでコンビニ店内にはATMやレジスターもあり、深夜時間帯は、店員が一人で勤務する場合もあるため、本年4月1日から制服警察官が店内に積極的に入り、店員との交流を図りながら、更なる犯罪抑止対策を推進する目的で、パトカー乗務員や交番等で勤務する地域警察官が、制服を着用したまま食料品等を購入することを容認したものです。

他県においても、昨年8月時点ですが、全国で27都道府県警察が同様の取組を実施中で す。四国でも愛媛県、高知県が導入しております。

### 南委員

コンビニに行くのも警戒の一環ですから、当然、パトカーとか公用の車でいらっしゃるんでしょうけれども、それに対して、住民から不謹慎とかそういうふうな意見というのはないのでしょうか。それと買物をするだけで、防犯の指導とか周辺の警戒に対して気を配っているとか、そういうのはございますか。

## 澤口生活安全部長

この度の取組につきましては、コンビニ店主等に事前に説明いたしまして、承諾を頂いた店舗で実施しております。あくまで犯罪抑止対策の一環として立ち寄り警戒等を実施する際に、付随して必要最小限度の食料品、弁当、パン、飲料水等の購入を容認したものです。

本年3月から一部地域において試験的にまずは実施しまして、導入の趣旨やマスコミ広報いたしました。そのため、制服警察官の立ち寄りが増えて安心して買物ができるなどとの肯定的な意見が多く、現在まで住民の方から不謹慎ではないかというな御批判の声はございません。

警戒要領につきましては、パトカー乗務は原則2名ですので、1名が店内に入る場合は、もう1名はパトカーで待機しており、駐車場内の警戒に当たっております。店内では、店員等へ声を掛けまして防犯指導を行うとともに、店内を巡回して、不審な人物などがいれば、職務質問に努めております。また、自動二輪車等での立ち寄りの場合も同様です。来客等の妨げにならないように混雑時間帯は避け、深夜や早朝時間帯における立ち寄りを実施しております。

### 南委員

パトカーがとまっているとか, 白バイがとまっている, それだけでも効果があると思いますし, 店内で買物をすれば, より効果があると思うんですけども, その中で事前にトラ

ブルの発生を防いだというような案件はございますか。

### 澤口生活安全部長

現在のところ,具体的な犯罪の抑止効果については,もう少し長い期間をかけて検証したいと考えております。

## 南委員

コンビニ以外にも24時間営業の店は非常に多くなってきているわけですが、コンビニ以外に対して、今後、取組を増やしていくといった考えはございますか。

## 澤口生活安全部長

現在取組中のコンビニ店への立ち寄り警戒等を通じて、その効果を検証いたしました上で考えてまいります。

## 南委員

冒頭、県内ではそういう強要の案件はなかったということですけれども、強要まで行かないような、寸前のような案件というのは多分発生していると思います。私も事業をやっていて、強要というのではないですけれども、フランチャイズの大元が言うには、そういう案件が増えていると。お寿司を持って行って、高いのを頼んでいたり、表示のまま持って行ったら、昔は間違ったものだけを持って行ったら許してくれたのが、今はその桶全部、あるいはそのとき注文したもの全部を持って行かないと許してくれない。そういうトラブル、平常のサービスのグレードを、どんどん高く要求されてきているというのがあるようでございます。そういう中で、最初は自分が被害を受けているのは確かなんですけれども、それを盾に強い要求をすれば、犯罪になるというような認知がまだまだ低いのではないか。自分が最初は被害者だという意識が非常に強いので、そういう、一歩間違えば、感情に任して行動すると自分が加害者になって犯罪者になるといった周知を、今後、警察の方においても力を入れて取り組んでいただきたいと要望して終わります。

### 岸本委員長

午食のため休憩いたします。(11時59分)

### 岸本委員長

休憩前に引き続き、質疑を再開いたします。 (13時03分) 質疑をどうぞ。

### 藤田委員

朝の本部長の報告で、今回の県西部の4署の統合について2月議会で中間報告があり、

今回統合の成果報告書が提出をされて、その内容を見ておりますと、刑法犯認知件数でありますとか、交通事故の発生件数が統合前に比べて非常に減少して、また、刑法犯の検挙率、これも非常に上昇するという、本当に大きな成果が現れているということが報告されております。

私の地元の方でも、最近本当によくパトカーを見るということで、そのパトカーの巡回とか、そういう時間について美馬の方では1,000時間、阿波の方では2,000時間を超えて増えているという報告があって、今回のこのアンケート結果にしても、刑法犯認知件数でありますとか、交通事故の発生、この状況も非常に減少しているということで、今回の統合は非常に大きな成果があったと私は理解をしておりますし、この報告書を見ればそれは一目瞭然なわけでありますが、今回の統合というのは、県警察ではどのような評価をしているのか。改めてお伺いいたします。

### 河村警務部長

今回の警察署の統合につきましては、本部長から御報告させていただいたとおり、警察 の体制を強化したことで、パトロールと初動対応力の強化、重大な事件・事故に対する捜 査力の強化、夜間・休日の勤務体制の強化、不在交番・駐在所の解消が図られたところで す。

藤田委員御指摘のとおり、統合署におきましては、刑法犯認知件数と交通事故発生件数が大きく減少するなど、管内の治安状況が大きく向上したところでございます。

県警察では、今回の警察署の統合につきましては、治安対策上、一定の成果があったと 考えております。

### 藤田委員

一定というか、大きい効果があったと私は思いますが、今回のこの統合において、私の 地元美馬市、特に美馬町では近くにあった警察がなくなるということで、地域住民の皆様 方の不安が非常に大きくあったように思いますが、この警察署の再編整備を進めるに当た って、今回の統合でも検証等々出ておりましたが、地域住民の皆様方の不安の解消という のが大きなウエイトを占めているのではなかろうかと思います。

この報告書とこの成果について、これから地域住民の皆様方の不安の解消であるとか、 県民の安全安心を確保するためには何が最善であるかということについて、地域住民の皆様方に理解してもらう必要があると思うんですけれども、これからどのように県民の皆様 方に説明をしていくのか、広報していくのかお伺いいたします。

#### 河村警務部長

治安の維持向上は、一人警察の力だけでなし得るものではなく、県民の皆様方の御理解 と御協力が必要でございます。

警察署の統合に当たりましては、藤田委員御指摘のとおり、地域住民の不安を解消する

ために、県警ホームページ、駐在所や自治体が発行する広報誌への掲載、地元ケーブルテレビによる情報発信などにより、統合の目的であるとか効果であるとか、統合後の体制などについてお示しさせていただいたところであります。

統合の成果につきましても県警ホームページやソーシャル・ネットワーク・サービスを利用するなどして、広く県民に周知するほか、地元自治体や関係団体には報告書を配付し、統合署管内の治安情勢や運用面の改善状況などについて説明して地域住民の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

### 藤田委員

地域住民にとっての安全安心を確保するためには、何が大切であるかという、ただ単に 警察が近くにあれば安全なのかといえば、それは違うと思います。しっかりとした機能を 果たせる警察が近くにあるということが、一番重要なことではなかろうかと思いますので、 これからもこの報告書の結果の周知というものはしっかりとやっていただきたいと思いま す。

今回の警察署の統合に関しては、50人以下の小規模警察において、その小規模警察が抱える様々な問題や課題を解決して、同時に管内の治安の向上を図ることを目的としたものでありますが、県内の小規模な警察はまだあるのでしょうか。

## 河村警務部長

小規模警察署の定義が曖昧でございますが、もし、50人以下の警察署ということであれば、例えば牟岐警察署であるとか、那賀警察署、石井警察署などがあります。

### 藤田委員

牟岐,那賀,石井3署が50人以下ということでございまして,小規模な警察署ということでございますが,これは従来のつるぎ署であるとか,美馬署が持っていたような小規模な警察署が抱える問題というのが,ここにも存在するわけですか。

### 河村警務部長

統合前のことで説明させていただくことに小規模署の抱える問題として、夜間の当直体制であるとか、突発事案の体制、署員数が少ないという問題は、同じように抱えていると考えております。

### 藤田委員

では、小規模ではなく中規模な警察署、これも何か、小規模警察署が抱えているような問題というのがあるのでしょうか。

### 河村警務部長

規模の問題もございますが、管内における警察事象の環境につきまして変化があるので問題が全くない、例えば、比較的大規模な商業施設ができたりですね、道路交通環境の整備が変化したことによって、今のままの体制では対応できないような事案が発生することも見受けられることもございますので、そのような警察署につきましては、人事配置や運用の見直し等で対応してきているところでございます。

## 藤田委員

それは、中規模な警察署ということで理解してよろしいでしょうか。 具体的にどこなん でしょうか。

### 河村警務部長

例えば、板野警察署管内におけます藍住町でございましたら、ゆめタウンという大きな 商業施設ができておりまして、そこにおけます事案等が非常に多発しており、板野警察署 は対応に非常に苦慮していると考えております。

## 藤田委員

課題を抱える小規模な警察署も現在3署,中規模な警察署の中にも問題があるということなんですけれども、今回の統合成果報告書、これを見ても、また実際に統合した美馬署管内に実際に住んでいる者として、今回の統合の成果というものは本当に身をもって体験したわけでありますが、例えば今回の統合によって、経費的にも約80億の経費が削減されて、将来負担もこれだけ少なくなった。東署の建設にも大きく関係してくるような思いもあるわけでございますが、これからも本当に統合が必要な警察署においては推進すべきだと思いますし、この報告書が出て推進しないという理由はないと思いますが、本年の2月議会にこれからの統合計画はどうなっているのかということを聞いたときに、具体的な警察の再編というのは、今計画はないというような答弁でありましたが、これは今現在どのようになっているのでしょうか。

### 児嶋警察本部長

警察の限られた人員の中、変化する犯罪情勢や大きく様変わりする社会情勢に的確に対応するには、組織体制の不断の見直しにより、強くて、しなやかな組織基盤を構築する必要があります。これは変わりません。このため県警察では、部内に警察署再編整備検討プロジェクトチームを立ち上げまして、検討を開始したところであります。

プロジェクトチームでは、今回の西部4警察署の統合の成果、これを十分に踏まえまして、更なる警察署の統合や管轄区域の見直しなども含めた総合的な検討を行うことにしております。将来の治安情勢の変化にも対応し得る、より強力でダイナミックな徳島県警察にするために、この検討はスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

## 藤田委員

2月議会以降に、このプロジェクトチームを立ち上げられたということなんですけれど も、今回の西部4署の統合において、組織の見直し強化をすることによって今回の報告書 の中にあるような結果が必ず出るという思いの中で、やったということでよろしいんでしょうか。

## 児嶋警察本部長

今回の西部4警察署の統合については、一定の成果、私的には大きな成果があったというふうに思っております。この二つの警察署の1年間の実績、それから経験については、 徳島県警察全体の大事な知的資産としてこれから活用していきたいと思っています。

## 藤田委員

大きい成果があったということ。それと同時に、この組織体制を担うということで、こういう結果が出るということが分かっていて、私はやったと信じております。今回、県西部の4署、これを試験的にやるとか、治安はどうなるか分からないけれどやるということは決してなかったと思います。

そういうことからすれば、この県西部の4署の統合の問題は平成16年に検討が始まって、 平成26年に統合がなったわけですが、約10年かかっている。2月議会以降にプロジェクト チームを立ち上げたということなんですけれども、この小規模警察署3署や中規模の問題 を抱えている警察署について、また10年かかって統合をするのか。それまで刑法犯認知件 数であるとか、この治安情勢を今のままで放置しておくということなのか。今回これだけ の報告書の成果が出ているのだから、もっと早急にスピード感を持ってやるべきじゃない かという思いがするわけでありますが、本部長、これからの意気込みというものを聞かせ ていただきたいと思います。

### 児嶋警察本部長

将来の治安情勢の変化にもしっかりと対応し得るような強力な組織、そしてダイナミックな徳島県警察にする必要がありますので、スピード感を持って取り組んでいきたいと思います。

### 西沢委員

この前、牟岐で行方不明者の捜索があり、いろいろと勉強させてもらいました。この前は警察犬の話をしましたけれども、今からするのは防犯カメラ、そんなことでも大変勉強させていただきました。そのときは、行方不明者の足取りが全くなくて、かなりの消防団員、警察の方が来ていただいたんですけど、大捜索をしても方向的に全く分からないので、全般を調べなければいけない。それでもなかなか出てこなくて、2日目の夕方になって歩いているのを見つけてよかったということですけれども、それまでにまず範囲を絞るため

に、防犯カメラに映っていないかどうか。国道を歩いていて、それがコンビニなんかで外側のカメラで映っていたら範囲が非常に狭まります。そういうことから、国土交通省日和 佐国道出張所へも聞きに行って、それまでも警察の方がいろいろと調べていただいたそうですけれども、高齢化によって行方不明者がこれからどんどん増えてくるでしょう。だから、そのための絞り込みというのができるだけスムーズにできるような、そういう仕組みを作っておいた方がいいのではないか。

それで、一つはコンビニには当然、県警の方からお願いしているということは聞いておりますけれども、もっと強くお願いできる体制ですね、これを広げていかないといけない。それからJRですね。残念ながら、過疎の駅には無人駅もあったりして、防犯カメラがなかなかないですけれども、そういう過疎のところにもJRの駅に設置していただいたら、そこで乗ったとか乗らなかったいうのがあるのかも分かりませんので、体制をお願いしていかないといけない。それから車載カメラですね、事故が起こったときにこれが分かるように。特にタクシーは中と外の両方映っていますよね。タクシーとか運送会社のトラックにはかなり付けていますよね。どこを走っているか分かりますしね。だから、ここで行方不明になったということで運送会社やタクシー会社に言えば、大体ここらあたりだろうということで、カメラを見ることができますよね。それから個人の車載のカメラ、これは個人のものですが、できるだけ登録していただいて、その中で車両ナンバーなんか分かったら、それで協力いただく。できるだけ広範囲にいろんな角度から車載カメラや防犯カメラを利用できる仕掛け、仕組みそのものをちゃんと作っていってほしい。そして、即座に情報収集できて、捜索とか、犯罪もそうでしょうけれど、捜索等に利用できるということをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 近藤生活安全企画課長

生命等に危険が及んでいる特異行方不明者に対する届出を受理した場合につきましては、行方不明者の生命、身体の安全を最優先に考え、詳細な身体特徴、それに服装ですね、それに使用車両、それらを手配するとともに、行方不明者の状況に応じまして、捜索態勢を構築した上、車両検索であるとか警察犬を投入しまして捜索をしております。また、家族の同意を受けた上でですね、公開という立場で捜索してもかまわないということになりますと、市町村、消防団とも連携するなどして、早期発見に努めております。SOS・ネットワーク・システムと申しまして、各警察署においてFAXで各関係団体に、行方不明者の捜索を依頼するっていうシステムがございます。大体新聞配達でありますとか、ガソリンスタンドとかそういったところに対しましてFAXでお願いする。これは公開を前提とした上で、届出者の公開の前提がございましたら、そうしたネットワークを活用しても捜索をやっております。その過程で、防犯カメラ等ございましたら、当然、利用させていただくということになります。それからこのSOS・ネットワース・システムにつきましては、非常に商店等やガソリンスタンドも最近減ってきております。そして日々更新する必要がございまして、十分構築が足りてない部分もございまして、今後、見直しをいたしま

して、十分使えるようにしました上で、防犯カメラ設置店舗につきましても、そのネット ワークに組み入れていくというふうに考えていますのでよろしくお願いします。

## 時谷交通企画課長

ドライブレコーダーの活用につきましては、平成25年12月16日に徳島県トラック協会と徳島県バス協会と県警察の間で、ドライブレコーダーの記録データの提供に関する協定を締結しております。事件・事故が発生した際には、各協会の加盟する事業所から協定に基づきまして、記録データの提供を頂きまして、事件・事故捜査に活用することとしております。

### 西沢委員

現実に、どこまでできているかという問題があるんですけれども、十数年前に日和佐の 国道出張所に行きましたときに、国道に設置している各カメラからのデータを見せていた だきまして、そのときに、その当時の所長から、警察と連携したいし警察の情報も欲しい。 国道に設置しているカメラだけでは少ないということで、十何年前に、その話を委員会で した記憶がございます。そのときは、どうもかなり難しいような意見、個人情報の問題も あったりしますので、そうだった気がするんですけれども、それ以降どうなりましたか。

### 尾田会計課長

今,委員からの質問がございました,国土交通省の関係のカメラの件でございますが, 実は今年度の当初予算におきまして,これは災害警備に要する経費とはなっておりますけ ど,災害時におけます交通対策といたしまして,国土交通省が国道等に設置している監視 カメラの映像を県警察の交通管制センターで受信するための接続経費というものを計上い たしておりますので、県警察でも国土交通省のカメラが見えるというシステムはできるも のと考えております。

#### 西沢委員

聞いたところ、災害時のみということになっているようですが、そうなんですか。

### 尾田会計課長

現在は、災害時ということだけで予算計上しておりますが、今後の活用につきましては、 警察活動において活用できるように検討してまいりたいと考えております。

## 西沢委員

行方不明者を捜索するときは、警察も一番最初からかみますよね。ということは、その データを使えるわけですね。災害時だけでなくて、確実にそういう行方不明者の捜索に使 えると。要するに、一刻も早くその情報が欲しいわけですから、時間がかかっていたので は、データを後から見ても意味がない。この範囲内でいるということの確認、また、こちらの方へ行っているという確認をして、早急に手を打つ対応策が必要なんですよね。国土交通省のデータなんかでも、利用勝手がいいようにしていかないといけない。まず一つは、行方不明者の捜索に使える、それを使いやすくする。こういう検討が必要なんじゃないか。データが出たから良いんだというのではなくて、使えないといけないですからね。そのあたりはどうなんでしょうか。

### 尾田会計課長

活用方法についてですけど、現在、今年度の予算で接続できるという仕組みになっておりますけど、今後の活用につきましては、やはりカメラですので、個人情報の問題もございます。そういった面を含めて、どのような警察活動に活用できるかというのも、今後実際の過程で検討してまいりたいと考えております。

### 西沢委員

当然、どこまでが絡んでいるかといういう中で、情報の仕入れもあるでしょうけれども、その情報を持っている人が自分で確認する、行方不明者がこういう格好だと写真を見せたり、服装はこんなふうと情報を与えてそれを確認してもらう。それは持っている人が確認するんでしょう。これは、個人情報の問題とはならないのではないですか。そういういろいろな角度で、早急に調べることができる体制づくりというのを考えてほしい。そういうことによって、捜索している人が本当に助かって努力も実ると思いますので、そういうことを本当にきちんと調べてください。

### 尾田会計課長

ただ今の御質問につきましては、これはあくまでも現在は国が保有している情報でありますので、こういった面も含めまして、公益性とかを総合的に考えて、国の方と検討してまいりたいと考えております。

## 長尾委員

午前中の質疑の中で、達田委員から今回の徳島東警察署の移転の問題について質問がありまして、私も一切聞いておりませんと申し上げたいと思います。逆に、根回しの得意な警察から根回しされなかったことは寂しい思いをしておりますし、少なくとも私は根回しを受けてないということを申し上げておきます。

そこで、今回の東警察署の移転、並びに今後の建築のスケジュールについて、本会議では知事が土地の場所を県民に報告をし、そして最大会派の県民会議の会長の質問に答え、 質問を分けて明政会の会長から、今度はその手法とスケジュールについて答えるという、 それも同じ知事が答弁いたしました。

今後、こういう警察署の統廃合の問題、これは当然、県警本部長から冒頭報告があった

ように、警察署のこういう問題というのは本来、県警本部長が本会議で答弁があってしかるべきだと私は思うわけですが、それがなぜ知事の答弁となったのか。それから、午前中の質疑で土地のことについて、国との協議の中で知事部局が担当したからという御答弁でありましたけれども、県都の大事な東警察署の土地並びにこのスケジュール、これについて本来、県警本部長から県民の皆様に答弁すべきではなかったのかと思いますが、なぜそうなったのか教えてほしい。

## 岸本委員長

小休します。(13時33分)

### 岸本委員長

再開します。(13時34分)

### 高橋拠点整備課長

長尾委員の質問に答えさせていただきます。まず一つは、なぜこのような形でという話でありますけれども、午前中にも答弁いたしましたとおり、私ども徳島市内中心の場所を公共地を中心に最適地はどこであるか十分検討してまいりました。それで土地の関係につきましては、県の管財当局に委ねておったということであります。そこで、発表の手段や方法につきましては、知事部局の方でこの時期が最適であるとの判断の上で、答弁を用意したと。いずれにしましても県警察として最適であるということをお示しする上で、発表の手段、方法も最適であると判断していただいたと考えております。

### 長尾委員

よく分からないところがある。私が県警本部長という立場だったら私に言わせろと思いますけど、県警本部長は徳島県警察の最高責任者なんですよ。警察の所管のことについて言えないで、それを知事が二つに分けて言うという、大変芸の込み入ったやり方だったと思います。しかし、今後の統廃合を含め、先ほどの藤田委員の質問で、スピード感を持って那賀や海部の警察署の問題もやると言ったけれど、そういったことも含めて、今後は全部知事が本会議で述べるというふうに懸念される。一般県民から見たら、県警本部長って一体何なんだと。そういう執行権というか、そういう権限もないのかと。申し訳ないけど、なめられているのではないか。本来ならば県警本部長が答弁する。教育委員会の県立高校で建て替えする、これを知事が言うのか。本来、教育長が答えられたら答弁する。私は、過去小松島警察署ができたときどうだったのか記憶にないけれど、鳴門警察署ができたときに知事が言ったのかと。私も20年間やっているけど、あんまり記憶にありません。もし過去にそういう事例がなければ、悪しき例を作ったと言われるかもしれない。私は逆に同情しているんですよ。応援までしている。本来ならば、本部長が答弁するべきだったと思います。私はそう思っています。

そこで、東警察署の問題については2年間、PFI方式でやるか検討してからという報告で、それはそれとして、PFIにしろPFIでないにしろ、今後の警察署の管理の在り方についてお聞きしたい。今回、コートベールというゴルフ場があって、そこの清掃業務の問題で、給料の残業分が未払だった。これが判明して、新聞沙汰にもなった。しかもこのコートベールには県の幹部が役員に名前を連ねているにも関わらず、そういう問題が起きた。それは、そういう委託した業者を選んだ県の責任も問われるということだと思う。

今現在の警察署の様々な管理、総務委員会で警察のここの清掃はどこ、エレベーターの管理はどこ、いろいろ私もその一覧を指摘して付けてくれることになったんだけれども、そういうところに管理を任す際に、その委託をした会社がきちっとした労働条件を満たしているかどうか、満たせる能力があるのかどうか。過去に県警本部の清掃をした会社が、他県ではいい加減なことをやっておったと。こういうことが判明して、今はきちっとした現在の会社がやっている。

その中で、平成15年にこういう民間に委託という手法が全国的にあるようになってから12年がたつけれども、私は、コストダウンという行政側の意識と県民のサービスを受ける側からすると、より質の向上を求める。その中で、働く人は賃金が段々減っていく。ワーキング・プアということで、もう一度見直しの時代に入ってきているのではないかと思うんですね。建設業者なら最低制限価格というのがあるけれど、例えば印刷業界はIT化が進んで大変だ。その中で、公的機関が出す仕事がない。そこも去年幾らだったと。じゃ、今年はそれより下げる。そして翌年、去年幾らだったのをまた更に下げる。こういう悪循環が繰り返されていて、要は今後、警察が今出している管理する先、東署も含めて、今後そういう管理を委託するところの会社の労働条件のチェックというものを、主な入札とかにしっかりと入れておく必要があるんじゃないか。それを今からシステムを検討して、早期に生きがいを持って働いて、県民の方の質の向上となる労働環境もできると。そういうふうなことも、私は是非検討すべきと思うんですけれども、いかがでしょうか。

### 高橋拠点整備課長

公正な競争を妨げる価格の契約をダンピングと呼びますけれども、これによりまして、当然我々が求めるクオリティが確保されない、警察活動ができないということ。それと委員から御指摘がありました労働者の賃金、労働環境の阻害、このようなことがあってはならないと考えております。県警察におきましては、まず、こういうことがないように、警察本部においては平成25年度以降、警察署においては平成27年度以降、清掃に関しましては最低制限価格を導入しております。また、設備管理につきましては、平成27年度以降、警察署を含む全ての庁舎で最低制限価格を導入しておるところでございまして、こういう適正な価格で契約ができる、制度設計をする。また、PFIにつきましては、まだ事業手法がどのような形になるか未定でありますけども、先ほど来申し上げていますとおり、本年度の補正予算(案)にありました可能性調査、これによりましてPFIが有効、効果的であると判断された場合は、この制度設計に来年度以降実施してまいります。これまでに

おいても今申し上げましたような先方との、これはおそらくJVみたいな、SPCと申し上げますスペシャル・パーパス・カンパニーとの契約で、相手方の契約の審査において、こういう制度設計がどれだけの形で反映できるか。もっとも、今の契約も同じでありますけれども、仮にPFIであっても労働環境を阻害するようなことがあってはならない。また、相手業者のコンプライアンスに違反することがあって、契約を継続することが適当でないという場合には、当然、その履行に関して契約破棄という考えがある。PFIにおきましても、あらかじめそういうことがあれば、どういう形で双方がリスクを負担するかということも含めて、検討していかねばならないと考えております。

## 長尾委員

私が言ったとおり、PFIであろうとなかろうと、いずれにしても入札で出す事業者が建設会社であろうが製造会社であろうが、その会社が警察と同じで、きちんとした労働条件に基づいた安心できる会社かどうか。同じように、警察が発注する会社が、きちんとした労働条件審査を受けているかどうか。例えば、社会保険労務士会、そういうところの協力も得て、そういう審査をする手法も含めて1回検討してもらいたいと要望しておきます。次に、今から5年前、私は高齢者の交通事故防止のための自主免許返納、メリット制度、それを提案しました。あれから5年たちました。海部郡では、タクシー業界が独自で、牟岐警察署とか阿南警察署とかで免許証を返納した人には割引制度を設けている。

しかし、海部郡のタクシーに乗って阿南市の共栄病院に来て、帰りに阿南市のタクシーに乗って海部郡へ帰るときは割引がきかないと。こういうことではいけないということで、全県的な各警察署とその地域のタクシー業界との話合いというのは大事だと思います。それは大変御苦労だと思いますが、この5年間でどのような検討をしてきたかお伺いしたい。

### 時谷交通企画課長

運転免許の自主返納によるメリット制度についてであります。警察としましては、運転免許証を身分証明書として利用しているという実情に対応するため、自主返納をした方に対し、その求めに応じて運転経歴証明書を交付しているほか、交通機関の運賃割引や企業の優遇措置の働き掛けに努めております。

警察からの働き掛けにより実現したメリット制度は、牟岐警察署管内で、海陽町営バスの運賃割引、美馬警察所管内で、美馬市のデマンドバス、乗り合いバスの運賃割引、つるぎ町のコミュニティーバスの運賃割引、その他、県内大手銀行による定期預金の利率アップ等のサービスが提供されております。

### 長尾委員

今のは、全部警察が絡んで実現した制度なんですね。

### 時谷交通企画課長

警察側の働き掛けにより実現したメリット制度でございます。

## 長尾委員

先日,徳島新聞の記事があって、そこに市内タクシー会社が定額で便宜を図るということが報告されていたわけですけど、いわゆるタクシーの各地域でのそういう警察署の取組というのは、海部郡以外はないのですか。

## 時谷交通企画課長

タクシー会社等での割引等については承知しておりません。

## 長尾委員

各警察署はタクシー協会と話し合っているんですか。努力はしたんですか。

## 時谷交通企画課長

各警察署において各タクシー会社には働きかけを行っております。

## 長尾委員

それは、どこの話。

### 時谷交诵企画課長

手元に資料がございません。

### 長尾委員

いいかげんなことを言わないでいただきたい。行っていると言ったのに、どういうことですか。

### 岸本委員長

小休します。(13時50分)

### 岸本委員長

再開します。(13時51分)

### 時谷交通企画課長

警察本部から徳島県タクシー協会に対しまして、料金の割引等の申出を行いまして、それを受けまして、各警察署において各タクシー会社等へ申出を行ったものでございます。

### 長尾委員

各警察署、那賀警察署とか鳴門警察署とか、そういう警察署が地元のタクシー組合と話 し合ったのはどこですかと聞いている。

## 岸本委員長

小休します。(13時51分)

## 岸本委員長

再開します。 (13時52分)

### 時谷交通企画課長

本部から指示はしておりますけども、実現には至っておりません。

## 長尾委員

実現に至っていませんというんじゃなくて、どこがしたんですかと聞いているわけ。それは、しておりませんということをまずは答弁しないといけない。もう一回、答弁してください。

### 時谷交通企画課長

実現はしておりません。

### 長尾委員

県警本部長さん、私は5年前に言ってね、それも1回だけじゃないんです。その後の総務委員会でも言っているんです。それに対して、今の答弁は5年間に牟岐警察署以外のどの警察署も努力はしますと言ったけれども、どこの警察署も地元のタクシー組合等と1回も話をしていない。これは本当にさっき議会軽視と言ってたけれど、私も正になめられたものだと思っているわけです。実際、そういう努力もしないで、表面だけでタクシー業界に言っていますと、それで事足りているとしたら警察の姿勢はいかがなものかと思います。もっと真剣に、本当に有効な手段だと本会議で答弁しているし、本当に努力したのかどうか。その努力の跡がうかがえない。これは、だれが答弁するんですか。

### 薄墨交通部長

ただ今の御質問でございますが、確かに5年前に委員の方から御指摘、御指導、御提案を頂きましたタクシー業界への働き掛けでございますが、ちょっと補足説明させていただきたいと思います。私も平成23年当時、某署で勤務しておりました。そのとき、本部の方から各署管内にあるタクシー業界への働き掛けということで、交通課長がタクシー会社の方へ行ってお話はさせていただきました。ただ、相手方がございます。相手方にとっては、やはり非常に厳しい時代でございますので、御協力が得られなかったということもありま

す。

それ以降,やっておったかと言われましたら,非常に厳しいんですが,低調でございまして,全県下的な割引というのは実現していない状況になっております。

今後、高齢者対策、そして足を確保する、タクシーだけではないんですが、そういった 足を確保するというのは非常に重要なこととは認識しております。今後、法改正も行われ まして、認知症対策等の対策で代わりの足の確保というのが、警察だけでなくして、自治 体等にも課せられた大きな責務というふうには思っておるところでございます。今後何ら かの形で一歩ずつ、少しずつ努力していきたいと考えております。

## 長尾委員

今の部長の答弁だと、自分が署長のときにやっという話でしょう。だから、そのことを何で報告しないんですか。さっきは課長がやってないと言ってましたよ。私は、実現できていなくても働き掛けたのかと聞いたんですよ。だから、なかったというのと、今の部長がやりましたというのでは、これはまた答弁にそごがある。

要は、一歩一歩と言うけれど、また5年後に同じような質問をさせないでもらいたい。 本当に、あの本会議場でやると、検討すると言ったんだったら誠実にやってもらいたい。 一歩一歩という言葉だけでなしに、これから具体的にどうするんだ、どういうスケジュールでやるんだと、そういうところどうですか。

#### 薄墨交通部長

具体的には計画しておりませんが、今後、部内で検討して着実に推進していきたいと考えております。

### 長尾委員

次の9月議会のときには、どういう部内で取り組むかっていう、少なくとも時間がありますから、検討して御報告いただけますか。

### 薄墨交通部長

検討の上、御報告させていただきたいと思います。

### 岸本委員長

それでは、これを持って質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

## 達田委員

議案第1号でございますが、事前委員会でも申し上げましたが、PFI事業の狙いは、大企業や金融機関、ゼネコンのための新事業を作りだすものであるということで、国の方針として掲げられていることなんですが、2013年から2022年までの10年間で12兆円規模の事業を推進していこうということで組み込まれている事業であって、決して県内経済が良くなるということではありませんので、議案第1号については反対いたします。

## 岸本委員長

それでは、公安委員会関係の議案第1号については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号について,これを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は, 御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

## 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの (起立採決)

議案第1号

それでは、これをもって、公安委員会関係の審査を終わります。 議事の都合により、休憩いたします。(13時59分)